



発行 東京都

目次

33

規則

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…一
- 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…二

規則（教）

- 東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……四

訓令（人）

- 東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程……四

規程（交）

- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……四

規程（水）

- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……五

規程（下水）

- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……七
- 東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……七

正する規程……

規則

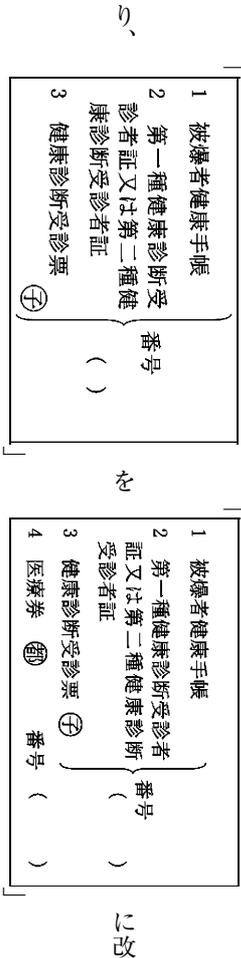
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成五年三月三十一日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成七年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改め、「方」を削る。

別記第三号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改め、「方」を削る。



める。

別記第三号様式の二(イ)中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改め、「方」を削る。

別記第三号様式の四(イ)中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改める。

別記第四号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改め、「方」を削る。

別記第五号様式中

ふりがな 氏名		死亡した 被爆者との 続柄	電話番号 ()
郵便番号			
住所			

を

ふりがな 氏名		死亡した 被爆者との 続柄	日中連絡がとれる 電話番号 ()
郵便番号			
住所			

に

改める。

別記第六号様式中

ふりがな 氏名		死亡した者 との続柄	電話番号 ()
郵便番号			
住所			

を

ふりがな 氏名		死亡した者 との続柄	日中連絡がとれる 電話番号 ()
郵便番号			
住所			

に

改める。

別記第七号様式(表)、第七号様式の二(表)、第七号様式の三(表)、第十号様式、第十一号様式及び第十四号様式中「㊸」を削る。

別記第十七号様式中

介護内	
介護内容	

を

介護内	介護を受ける者の生活状況	1 常時臥床 2 ときどき臥床 3 臥床しない
介護内	介護事項	1食事 2用便 3洗顔 4入浴 5着替え 6洗濯 7歩行 8寝起き 9寝具の上げおろし 10その他()
介護内容	介護状況について	

に

改め、「㊸」を削る。

別記第二十一号様式(表)中「電話」を「日中連絡がとれる電話番号」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則別記第二号様式から第三号様式の二まで、第三号様式の四、第四号様式から第七号様式の三まで、第十号様式、第十一号様式、第十四号様式、第十七号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

●東京都規則第八十五号

東京都知事 小池 百合子

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「認定疾病が治癒したとき、又は認定期間が満了」を「その資格を喪失」に改める。

別記第一号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改める。

別記第五号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改め、「方」を順

別記第七号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に

郵便番号住所 () 方

郵便番号住所 に

改める。

別記第十四号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改める。

別記第十五号様式中「電話番号」を「日中連絡がとれる電話番号」に改め、「方」を削る。

別記第十六号様式中

住所 _____
氏名 _____
健康診断受診票番号 _____

医療費助成認定申請書

下記のとおり、医療費の助成の認定を申請します。
記

(ふりがな) 氏名	_____	年 月 日生
住所	〒 _____	電話 () _____

医療費助成認定申請書

下記のとおり、医療費の助成の認定を申請します。
記

申請種別	1 新規申請	2 更新申請	3 疾病追加申請
健康診断受診票交付状況	1 未交付 (同時申請)	2 交付済み	健康診断受診票番号 ()
(ふりがな) 氏名	_____		
住所	〒 _____ 日中連絡がとれる電話番号 () _____		

改める。

別記第十八号様式(裏)中

「(1) 有効期間が満了したとき。

(2) 都外へ転出されたとき。

(3) 生活保護などの医療給付を受けられるようになったとき。

(4) 治癒、死亡などにより、この医療券を使用しなくなったとき。」

「(1) 都外へ転出されたとき。

(2) 生活保護などの医療給付を受けられるようになったとき。

(3) 治癒、死亡などにより、この医療券を使用しなくなったとき。」

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則別記第一号様式、第五号様式、第七号様式、第十四号様式から第十六号様式まで及び第十八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (教)

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則(昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十五号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二 障害特別給付金の支給

十三 遺族特別給付金の支給

十四 障害差額特別給付金の支給

第三条第八号の次に次の二号を加える。

九 障害特別援護金の支給

十 遺族特別援護金の支給

第九条の六を第九条の十三とし、第九条の五の見出し中「傷病特別給付金」の下に「等」を加え、同条第二項中「傷病特別給付金」の下に「又は障害特別給付金」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「休業援護金」の下に「又は障害特別給付金」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

傷病特別給付金等の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべ

き期間の分として傷病特別給付金等が支払われたときは、その支払われた傷病特別給付金等は、その後に支払うべき傷病特別給付金等の内払とみなすことができる。傷病特別給付金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の傷病特別給付金等が支払われた場合における当該傷病特別給付金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第九条の五を第九条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充当等)

第九条の十二 年金たる補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の受給権者に支給される傷病特別給付金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次の各号に掲げるものがあるときは、当該各号に掲げる支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

一 傷病特別給付金等を受けることができる者の死亡に係る補償を受ける権利を有する者に支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金又は障害差額特別給付金

二 返還金債権に係る同一の事由による同順位で受けることができる遺族特別給付金

2 規則第七条の第二項の規定は、前項の規定による傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充当について準用する。

第九条の四(見出しを含む。)中「傷病特別給付金」の下に「等」を加え、同条を第九条の十とする。

第九条の三中「又は傷病特別給付金」を、「傷病特別給付金又は障害特別給付金」に改め、「第八条」の下に「、第九条の四」を加え、同条を第九条の六とし、同条の次に次の三条を加える。

(遺族特別給付金の支給)

第九条の七 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者(委員会が別に定める者に限る。)に対し年金として、遺族補償一時金の受給権者(委員会が別に定める者に限る。)に対し一時金として支給する。

2 遺族特別給付金は、前項に定める者のほか、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため条例第十五条第二号の規定に該当しないこととなつた者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対し一時金として支給する。

3 遺族特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 遺族補償年金の受給権者 一年につき、その者に対して支給すべき条例第十二条第一項の規定による遺族補償年金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、当該遺族補償年金の額の算定の基礎となつた遺族の人数の区分に応じ、同項各号に規定する補償基礎額に乘すべき数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

二 条例第十五条第一号の規定による遺族補償一時金の受給権者（次号に掲げる者を除く。） その者に対して支給すべき条例附則第四条各号の規定による遺族補償一時金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、第九条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ三百六十五分の千、三百六十五分の七百又は三百六十五分の四百を乗じて得た額を超えないものとする。

三 規則附則第十三項の規定が適用される者 前号の規定にかかわらず、同項の規定による遺族補償一時金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、前号ただし書に規定する方法により計算して得た額を超えないものとする。

四 条例第十五条第二号の規定による遺族補償一時金の受給権者及び前項の規定による遺族特別給付金を受けることができる者 第二号又は前号の規定による遺族特別給付金の額から、同一の事由につき既に支給された遺族特別給付金の額の合計額を差し引いた額

4 第九条第三項の規定は、前項の遺族特別給付金の額について準用する。

5 遺族特別給付金は、条例第十四条第一項又は条例附則第四条の二第四項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている者に対しては、当該支給が停止されている間、支給しない。

（障害差額特別給付金の支給）

第九条の八 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者（委員会が別に定める者に限る。）に対し一時金として支給する。

2 障害差額特別給付金は、前項に定める者のほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなつた者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものに対し一時金として支給する。

3 障害差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、条例附則第二条の三第一項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金を受けている者が船員である場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ規則附則第三項各号に掲げる額をそれぞれ同表の下欄に掲げる額に加算した額）（次項において「障害差額特別給付金限度額」という。）に百分の二十を乗じて得た額（その額が、百五十万円に、当該障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額を三百六十五で除して得た額を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額）から、既に支給された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額

二 前項の規定による障害差額特別給付金を受けることができる者 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして前号の規定を適用した場合に、同号の規定により計算して得られる額

4 条例第八条第八項の規定による障害補償年金の受給権者の死亡により障害差額特別給付金を受けることとなつた者の当該障害差額特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の二十を乗じて得た額（その額が、百五十万円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該障害補償年金を受けていた者が船員である場合にあつては、船員でないものとした場合における当該各号に定める額）を補償基礎額で除して得た額を

三百六十五で除して得た額を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額)から、既に支給された当該障害補償年金に係る第九条の五第三項の規定による障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額とする。

一 加重前の障害の程度が規則別表第五に定める第七級以上の障害等級に該当する場合
 合 加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から、加重前の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額を差し引いた額

二 加重前の障害の程度が規則別表第五に定める第八級以下の障害等級に該当する場合
 合 加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る規則第六条の規定による額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる規則第八条第三項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額

5 第九条第三項の規定は、前二項の障害差額特別給付金について準用する。
 (傷病特別給付金等の端数処理)

第九条の九 傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金(以下「傷病特別給付金等」という。)の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第九条の二中「のうち、委員会から期末手当、勤勉手当又はこれらに相当する手当を受ける者」を「(委員会が別に定める者に限る。)」に改め、同条を第九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(障害特別給付金の支給)

第九条の五 障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者(委員会が別に定める者に限る。)(に対し年金として、障害補償一時金の受給権者(委員会が別に定める者に限る。))に対し一時金として支給する。

2 障害特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 障害補償年金の受給権者 一年につき、その者に対して支給すべき条例第八条第三項の規定による障害補償年金の額に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、障害等級に応じ、同項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗

じて得た額を超えないものとする。

二 障害補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき条例第八条第四項の規定による障害補償一時金の額(船員である場合にあつては、当該障害補償一時金に係る障害等級に応じ補償基礎額に規則第七条の七各号に定める日数を乗じて得た額を加算した額)に百分の二十を乗じて得た額。ただし、百五十万円に、障害等級に応じ、条例第八条第四項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

3 条例第八条第八項の規定による障害補償の受給権者に係る障害特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に応ずる前項の規定による額から当該各号に定める額を差し引いた額とする。

一 加重後の障害の程度が規則別表第五に定める第七級以上の障害等級に該当する場合
 合 加重前の障害の程度が同表に定める第七級以上の障害等級に該当するものであるときはその障害等級に応ずる前項第一号の規定による額、加重前の障害の程度が同表に定める第八級以下の障害等級に該当するものであるときは障害補償年金に係る補償基礎額にその障害等級に応じ条例第八条第四項各号に定める日数を乗じて得た額(当該障害補償年金を受ける権利を有する者が船員であるときは、当該額と当該補償基礎額に加重前の障害等級に応じ規則第七条の七各号に定める日数を乗じて得た額との合計額)に百分の二十を乗じて得た額(その額が、百五十万円に、加重前の障害等級に応じ、条例第八条第四項各号に定める日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額)を二十五で除して得た額

二 加重後の障害の程度が規則別表第五に定める第八級以下の障害等級に該当する場合
 合 加重前の障害等級に応ずる前項第二号の規定による額

第九条の次に次の二条を加える。

(障害特別援護金の支給)

第九条の二 障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、そ

れぞれ次に掲げる額

- イ 第一級 千五百四十万円
- ロ 第二級 千五百万円
- ハ 第三級 千四百六十万円
- ニ 第四級 八百七十五万円
- ホ 第五級 七百四十五万円
- ヘ 第六級 六百十五万円
- ト 第七級 四百八十五万円
- チ 第八級 三百二十万円
- リ 第九級 二百五十万円
- ヌ 第十級 百九十五万円
- ル 第十一級 百四十五万円
- ヲ 第十二級 百五万円
- ワ 第十三級 七十五万円
- カ 第十四級 四十五万円

二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者
 それぞれ次に掲げる額
 次に掲げる障害等級の区分に応じ、

- イ 第一級 九百十五万円
- ロ 第二級 八百八十五万円
- ハ 第三級 八百五十五万円
- ニ 第四級 五百二十万円
- ホ 第五級 四百四十五万円
- ヘ 第六級 三百七十五万円
- ト 第七級 三百万円
- チ 第八級 百九十万円
- リ 第九級 百五十五万円
- ヌ 第十級 百二十五万円
- ル 第十一級 九十五万円

- ヲ 第十二級 七十五万円
- ワ 第十三級 五十五万円
- カ 第十四級 四十万円

3 条例第八條第八項に規定する障害の程度の加重があつた場合（委員会が別に定める場合を除く。）における障害特別援護金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 公務上の災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前項第一号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる同号に掲げる額を差し引いた額（加重前の障害が、通勤による災害に係る障害（委員会が別に定めるものに限る。）である場合にあつては、当該差し引いた額に加重前の障害等級に応ずる同項第二号に掲げる額を加算した額）
- 二 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 加重後の障害等級に応ずる前項第二号に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる同号に掲げる額を差し引いた額（加重前の障害が、公務上の災害に係る障害（委員会が別に定めるものに限る。）である場合にあつては、当該差し引いた額に加重前の障害等級に応ずる同項第一号に掲げる額を加算した額）

（遺族特別援護金の支給）

第九條の三 遺族特別援護金は、遺族補償年金（条例第十三條第一項後段の規定により支給されるものを除く。次項において同じ。）又は遺族補償一時金（条例第十五條第二号に該当する場合に支給されるものを除く。次項において同じ。）の受給権者に対し、支給する。

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - イ 公務上の死亡の場合 千七百三十五万円
 - ロ 通勤による死亡の場合 千百十五万円
- 二 遺族補償一時金の受給権者で、条例第十六條第一項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 公務上の死亡の場合 千七百三十五万円
ロ 通勤による死亡の場合 千百十五万円

三 遺族補償一時金の受給権者で条例第十六条第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は規則別表第五に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 公務上の死亡の場合 千二百十五万円
ロ 通勤による死亡の場合 七百八十万円

四 遺族補償一時金の受給権者で条例第十六条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 公務上の死亡の場合 六百九十五万円
ロ 通勤による死亡の場合 四百四十五万円

3 第九条第三項の規定は、前項の遺族特別援護金の支給額について準用する。

第十条第一項中「(遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族があるときは、その者)」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「未支給」を「第一項の規定により未支給」に、「前項」を「同項」に、「(遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族があるときは、条例第十条第三項に規定する順序)」を「とし、前項の規定により未支給の福祉事業を受けるべき者の順位は、同項第一号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については条例第十条第三項に規定する順序、前項第二号又は第三号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については条例附則第二条の三第三項後段に規定する順序」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付について当該各号に定める遺族がある場合は、当該各号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業は、当該各号に定める遺族に支給する。

一 遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族補償年金を受けることができる他の遺族

二 第九条の八第一項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金差額一時金を受けることができる他の遺族

三 第九条の八第二項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けることができなくなつた他の遺族

第十一条第一項第六号から第九号までを次のように改める。

六 傷病特別支給金及び傷病特別給付金 傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書(別記第四号の二様式)

七 障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金 障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金申請書(別記第五号様式)

八 遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金申請書(別記第六号様式)

九 障害差額特別給付金 障害差額特別給付金申請書(別記第六号の二様式)

第十一条第二項中「及び傷病特別給付金」を「、傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金」に改める。

第十一条の二第一項中「遺族特別支給金の支給」を「遺族特別支給金、遺族特別援護金又は遺族特別給付金(以下「遺族特別支給金等」という。)の支給」に、「遺族特別支給金の申請」を「遺族特別支給金等の申請」に改め、同条第二項中「前条第一項第九号」を「前条第一項第八号」に、「遺族特別支給金申請書」を「遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金申請書」に改める。

附則第三項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

別記第四号の二様式から第六号の二様式まで、第七号様式及び第八号様式を次のように改める。

第4号の2様式(第11条関係)

傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書 (実施機関) 東京都教育委員会 殿		認定番号	申請年月日	年 月 日	
下記の傷病特別支給金 傷病特別給付金 の支給を申請します。		申請者の住所 ふりがな氏名	申請者の住所		
1	(所属)	(職名)		
2	傷病等級	第 級	号	
3	負傷・発病年月日	年 月 日		
4	傷病補償年金の受給権者となった年月	年 月		
5	傷病特別支給金申請金額			
6	傷病特別給付金申請金額の計算	(補償基礎額) (A) 円 × × $\frac{20}{100}$ = 円 (B) 1,500,000 円 × $\frac{365}{365}$ = 円 (補償基礎額) (傷病補償年金の金額) (C) (円 × $365 \times \frac{80}{100}$) - 円 = 円			
7	傷病特別給付金申請金額 円			
※受理	年 月 日	※通知	年 月 日		
※決定	年 月 日	※決定金額 円		

(日本産業規格A列4番)

【注意事項】

- 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- 「7 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「6 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額 (A)の金額が(B)の金額を超える場合には(B)の金額)を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。

第5号様式(第11条関係)(表)

障害特別支給金・障害特別給付金申請書 ・障害特別給付金申請書 (実施機関) 東京都教育委員会 殿		認定番号	申請年月日	年 月 日	
下記の障害特別支給金 障害特別給付金 の支給を申請します。		申請者の住所 氏名	申請者の住所		
申請金額 (内訳)	障害特別支給金	申請金額 円		
	障害特別給付金	申請金額 円		
	障害特別給付金	申請金額 円		
1 (所属)	4 (傷病名)			
2 (職名)	5 (負傷・発病年月日)	年 月 日		
3 (氏名)	6 (治療年月日)	年 月 日		
7 障害の部位及びその程度				
8 障害等級	第 級	号		
9 既存障害とその他の程度				
10 障害特別支給金申請金額の計算				
11 障害特別給付金申請金額 円				
12 障害特別給付金申請金額の計算	(補償基礎額) 円 × (日数) × $\frac{20}{100}$ = 円 (B) 1,500,000 円 × $\frac{365}{365}$ = 円 (上限額)				
13 障害特別給付金申請金額 円				

(裏)

※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定金額	円

(日本産業規格A列4番)

【注意事項】

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「9 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合のみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「10 障害特別支給金申請金額の計算」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を選択すること。
- 4 「13 障害特別給付金申請金額」の欄には、「12 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額を記入すること。

第6号様式 (第11条関係) (表)

遺族特別「支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金」申請書		認定番号	
(実施機関) 東京都教育委員会 殿		申請年月日	年 月 日
下記の遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金の支給を申請します。		申請者の住所 氏 名	
		死亡職員との続柄又は関係	
1 申請金額 (内訳) 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金	支給金額 申請金額 申請金額 申請金額	金額 金額 金額 金額	円 円 円 円
2 死亡する職員に 関する事項に 氏 名	年 月 日生	(傷病名)	(負傷・発病年月日) 年 月 日
3 遺族特別支給金申請金額の計算	(特別支給金の総額) 円 × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$		円
4 遺族特別援護金申請金額の計算	(特別援護金の総額) 円 × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$		円
5 遺族特別給付金申請金額の計算	(相償基礎額) (乗すべき数) 円 × $\frac{20}{100} \times \frac{1}{(\text{受給権者の数})}$		円
	(乗すべき数) 円 × $\frac{1}{(\text{受給権者の数})}$		円

※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定金額	円

(日本産業規格A列4番)

(裏)

〔注意事項〕

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 この申請書には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類を添付すること。

第6号の2様式 (第11条関係) (表)

障害差額特別給付金申請書		認定番号	年 月 日
(実施機関) 東京都教育委員会 殿		申請年月日	年 月 日
下記の障害差額特別給付金を申請します。		申請者の住所 氏 名
死亡した障害 補償年金の受 給権者との続 柄又は関係		死亡した障害 補償年金の受 給権者との続 柄又は関係
1 死亡した障害 補償年金の受 給権者との続 柄又は関係	(所屬) (死亡年月日) 年 月 日	(氏名) 年 月 日生(歳) (年金証書番号) 第 号	既存障害と その程度
2 障害差額特別給付金申請金額の計算等	受給権者の名 氏 続柄又は関係	(支給された給付金の額の合計) 円	
	(補償基礎額) (乗すべき数)	[支給された給 付金の額の合計]	
(A) (円 × 20) × 1		(受給権者の数)	
	(補償基礎額) (乗すべき数)	[支給された給 付金の額の合計]	
(B) (1,500,000円 × 365) × 1		(受給権者の数)	
3 障害差額特別給付金の申請 金額	円	円	
※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定金額	円

(日本産業規格A列4番)

第7号様式（第12条関係）（表）

未支給の福祉事業申請書		認定番号	
		申請年月日	年 月 日
(実施機関) 東京都教育委員会 監		申請者の住所	
下記の未支給の福祉事業の支給を申請します。		氏 名	
		死亡した受給権者との続柄	
申請金額 _____ 円			
1 死亡した受給権者	氏 名		
	死亡年月日	年 月 日	
2 未支給の福祉事業の種類	<input type="checkbox"/> 休業援護金 <input type="checkbox"/> 奨学援護金 <input type="checkbox"/> 就労保育援護金 <input type="checkbox"/> 在宅介護を行う介護人の派遣 <input type="checkbox"/> フォーターケアの費用 <input type="checkbox"/> 傷病特別支給金 <input type="checkbox"/> 障害特別支給金	<input type="checkbox"/> 遺族特別支給金 <input type="checkbox"/> 障害特別援護金 <input type="checkbox"/> 遺族特別援護金 <input type="checkbox"/> 傷病特別給付金 <input type="checkbox"/> 障害特別給付金 <input type="checkbox"/> 遺族特別給付金 <input type="checkbox"/> 障害差額特別給付金 <input type="checkbox"/> 障害差額特別給付金 <input type="checkbox"/> 長期家族介護者援護金	
3 未支給の福祉事業の計算			
※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定金額	円

(日本産業規格A列4番)

- (裏)
- [注意事項]
- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
 - 2 「1 死亡した障害補償年金の受給権者に関する事項」の「既存障害とその程度」の欄には、既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
 - 3 「2 障害差額特別給付金申請金額の計算等」の「死亡職員との続柄又は関係」の欄には、その者が請求者であるときは(親)、その者が死亡した障害補償年金の受給権者と生計を同じくしていた者であるときは(遺)と、併せて記入すること。また、「(乗すべき数)」の項目には、障害等級に応ずる条例附則第2条の3第1項の表の下欄に掲げる補償基礎額に乗すべき数を記入すること。
 - 4 「3 障害差額特別給付金の申請金額」の欄には、「2 障害差額特別給付金申請金額の計算等」の(A)の金額 ((A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額)を記入すること。

(裏)

〔注意事項〕

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、福祉事業の申請のため、この申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要がないこと。
 - (1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写し
 - (2) 申請者と死亡受給権者との続柄に関する区市町村長の発行する証明書
 - (3) 申請者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - (4) 申請者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (5) 申請者が配偶者以外のものであるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - (6) 死亡受給権者が、この申請に係る未支給の福祉事業についてまだ請求をしていなかったときは、その申請を行うこととした場合に必要な書類

第8号様式 (第13条関係)

福祉事業 決定通知書 未支給の福祉事業 宛て (実施機関) 東京都教育委員会	認定番号 年 月 日
福祉事業の決定について 未支給の福祉事業 年 月 日付けをもって申請のおつたこのことについて、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支給 事業の種類及び支給期間等	
1 未支給の福祉事業	
<input type="checkbox"/> 休業 年 月 日から 年 月 日まで 日間	<input type="checkbox"/> 不支給
<input type="checkbox"/> 奨学 奨学金 年 月 日から支給開始	
支給対象者の氏名 在学者等の氏名及び月額 就労 奨学金 年 月 月から支給開始 支給対象者の氏名 保青児の氏名及び月額 在宅介護を行う介護人の派遣	
<input type="checkbox"/> アンダーケアの費用	
<input type="checkbox"/> 傷病特別支給金 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 障害特別支給金 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 遺族特別支給金	
<input type="checkbox"/> 障害特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 遺族特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 傷病特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 遺族特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 障害特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 遺族特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 障害特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 遺族特別 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 長期家族介護者 第 級 号	
<input type="checkbox"/> 支給金額 円	

(日本産業規格 A 列 4 番)

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則別記第四号の二様式から第六号の二様式まで、第七号様式及び第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第2号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

東京都人事委員会事務局非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第百十四号）第二十五条第一項第二号に基づき東京都人事委員会が実施する福祉事業については、東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）を準用する。この場合において、準用する条文中「知事」とあるのは「東京都人事委員会」に、「所属長」とあるのは「東京都人事委員会事務局長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第四十三号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「者」の下に「臨時的任用の職にあつた者及び」を加え、同条第五項中「付与日（以下）」の下に「この項において」を加え、同条第六項中「引き続き職員」の下に「（臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第十一項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 第九項及び第十項に規定する年次有給休暇の日数のうち、東京都の臨時的任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、別に定めるところにより、二十日を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。

第十三条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第一項から第五項までの規定にかかわらず、臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に並び、別表第三の四のとおりとする。

10 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日

数

二 東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあって若しくはその他局長が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合、新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第三の四に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合、当該任用の日の前日に使用することができ、日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第三の四に定める日数を加えた日数

第二十八条の二中「引き続き職員」の下に「（臨時的任用職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における第十四条から第二十七条の二までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第二十八条の二に次の一条を加える。
（臨時的任用職員に関する読替え）

第二十八条の三 臨時的任用職員についての第二十二條の三第二項、第二十六條の三第二項及び第二十六條の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

第三十二條中「及び臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。）」を削る。

別表第三の三の次に次の一表を加える。

別表第三の四（第十三條関係）

任用期間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日
四月を超え五月以内の期間	八日
三月を超え四月以内の期間	七日
二月を超え三月以内の期間	五日
一月を超え二月以内の期間	三日
一月以内の期間	二日

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「付与日（以下）の下に「この項において」を加え、同条第六項中「引き続き職員」の下に「（臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第十一項第一号中「職員」の下に「（臨時的任用の職にあつた者を除く。）」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。
（臨時的任用職員の年次有給休暇の日数）

第十七条の二 前条第一項から第五項までの規定にかかわらず、臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間（以下「任用期間」という。）に応じ、別表第二の四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合（地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数

二 東京都のいずれかの職（臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。）にあつた者若しくはその他局長が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 新たに臨時的任用職員に任用された日（以下この号において「任用日」という。）前一年の期間内に付与さ

れていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下この号において「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第二の四に定める日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第二の四に定める日数を加えた日数
（臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し）

第十七条の三 東京都の臨時的任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、局長が別に定めるところにより、翌年度に限り繰り越すことができる。

第三十三條の二中「引き続き職員」の下に「（臨時的任用職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における第十八條、第十九條、第三十二條及び第三十二條の二の規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第三十五條の見出し中「臨時的任用職員等」を「非常勤職員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三十三條の二」を「第三十三條の三」に改め、同項を同条とす

る。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員に関する読替え)

第三十五条の二 臨時的任用職員についての第二十六条の第三第二項、第三十条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

別表第二の三の次に次の一表を加える。

別表第二の四 (第十七条の二関係)

任用期間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日
四月を超え五月以内の期間	八日
三月を超え四月以内の期間	七日
二月を超え三月以内の期間	五日
一月を超え二月以内の期間	三日
一月以内の期間	二日

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規

程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を

改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「技監」の下に「、理事」を加える。

第十七条第五項中「付与日(以下)の下に「この項において」を加え、同条第六項中「引き続き職員」の下に「(臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。))を除く。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(臨時的任用職員の年次有給休暇の日数)

第十七条の二 前条第一項から第五項までの規定にかかわらず、臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、一会計年度において引き続き任用される期間(以下「任用期間」という。)に応じ、別表第二の四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する臨時的任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

- 一 同一会計年度内において、東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合(地方公務員法第二十二条の第三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときを含む。) 当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内において使用した日数を差し引いた日数
- 二 東京都のいずれかの職(臨時的任用の職及び会計年度任用の職を除く。)にあつた者若しくはその他局長が定める者が引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合又は東京都の臨時的任用の職に在職する者が任用期間の中途において退職後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合、新たに臨時的任用職員に任用された日(以下この号において「任用日」という。)前一年の期間内に付与さ

れていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日(以下この号において「前付与日」という。)から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数及び任用日の属する任用期間に応じ、別表第二の四に定める日数を加えた日数(前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、当該日数から前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの)から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

三 東京都の会計年度任用の職に在職する者が当該任用の期間満了後引き続き臨時的任用職員として新たに任用される場合 当該任用の日の前日に使用することができる日数のうちその年度に付与されたものに、任用期間に応じ、別表第二の四に定める日数を加えた日数

(臨時的任用職員の年次有給休暇の繰越し)

第十七条の三 東京都の臨時的任用の職にあつた者が当該任用の期間の属する年度の翌年度において引き続き臨時的任用職員として新たに任用された場合において、当該任用の日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、翌年度に限りこれを繰り越すことができる。

第三十二条の二中「引き続き職員」の下に「(臨時的任用職員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き臨時的任用職員に任用された場合において、当該任用された年度における第十八条、第十九条、第三十一条及び第三十一条の二の規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。地方公務員法第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用の更新をしたときも同様とする。

第三十二条の三の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員に関する読替え)
第三十二条の四 臨時的任用職員についての第二十六条の三第二項、第三十条の三第二

項及び第三十条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「一の年」とあるのは「一の年度」とする。

第三十五条の見出し中「臨時的任用職員等」を「非常勤職員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第二の三の次に次の一表を加える。

別表第二の四(第十七条の二関係)

任用期間	付与日数
十一月を超え一年以内の期間	二十日
十月を超え十一月以内の期間	十八日
九月を超え十月以内の期間	十七日
八月を超え九月以内の期間	十五日
七月を超え八月以内の期間	十三日
六月を超え七月以内の期間	十二日
五月を超え六月以内の期間	十日
四月を超え五月以内の期間	八日
三月を超え四月以内の期間	七日
二月を超え三月以内の期間	五日
一月を超え二月以内の期間	三日
一月以内の期間	二日

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条第二項」を「第三十五条」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

